

報道発表資料

「納税の猶予制度の特例」の適用状況（令和2年4～9月分）

国税庁においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、納税が困難な納税者の方に対し、納税の猶予等の納税緩和措置を適切に適用していく方針としております。

今般、令和2年4月30日に施行された「納税の猶予制度の特例」（特例猶予）について、令和2年9月30日（水）までに猶予申請を許可した件数及び税額を取りまとめましたので、以下のとおりお知らせします。

○ 特例猶予の適用状況（令和2年4月30日から9月30日適用分）

	適用状況	
	件数	税額
令和2年4～9月分	203,202件	783,345百万円

（注）既存の猶予制度の適用件数・税額は含まれていない。

（参 考）

平成30事務年度における猶予制度の適用状況（既存制度のうち申請によるもの。）

	件数	税額
既存の猶予制度	41,871件	69,487百万円

（注） 1 平成30事務年度は平成30年7月1日から令和元年6月末までである。
2 職権による換価の猶予は除く。

(参 考) 税目別の特例猶予の適用税額 (令和2年4月30日から9月30日適用分)

適用税額	
全税目	(100.0%) 783,345百万円
所得税	(8.4%) 65,717百万円
内 源泉所得税	(5.3%) 41,829百万円
内 申告所得税	(3.1%) 23,888百万円
法人税	(28.0%) 219,564百万円
消費税及び地方消費税	(60.8%) 476,361百万円
その他税目	(2.8%) 21,704百万円

- (注) 1 括弧内の数値は、全税目に占める構成比を表す。
 2 各々の計数において、百万円未満を四捨五入していることから、合計とは一致しない場合がある。